

南幌きららパークキャンプ場の公募に係る質問への回答

No	質問内容	回 答	更新日
1	管理棟・キャビン等建築物に係る図面は開示されるか。	開示する。	12月11日
2	施設の利用料金の額については、南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）で定める額の範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定めることとされており、条例内訳書では町外料金及び町内料金について定めがあるが、利用者の町内外の判断はどのような方法で行う想定か。また、キャンプサイトの利用において、1区画の利用の中で町内外在住者が混在している場合の取り扱いは。	身分証明書等の提示により町民であると判断できる場合に町内料金を適用されたい。キャンプサイト利用における町内外の適用判断は、利用申請代表者の所在地をもって判断されたい。	12月11日
3	条例で定める利用料金は、他のキャンプ場等を参考にしているのか。	長沼、由仁、むかわ、赤平、苦小牧、北広島のキャンプ場施設の利用料金を参考にしている。高い水準でのサービス提供を前提とした高規格キャンプ場であることをコンセプト・運営方針としていることから、そのために要する経費等も勘案した上でも十分に採算がとれる料金設定としている。	12月11日
4	図面において、直売所付近に「トイレ撤去新設」と記載されている箇所があるが、キャンプ場利用客も使用できるものか。	既設のトイレ施設が老朽化していることから、建替を検討している。キャンプ場利用客も使用できるが、建替工事期間中は使用できない。管理棟及び道路を挟んだ親水公園側にもトイレ施設があり、使用可能。	12月11日
5	オートサイト及び区画サイト以外の芝生部分で、利用客がテントを張ることは許可して良いか。	設定された区画以外でテントを張ることは認めない。区画の増設等、実際に運営する中で効果的な変更案等がある場合は町と協議していただく。	12月11日
6	開設期間（通年営業の有無）に関する方針について、施設の開設期間、休業日、利用時間等については、南幌町と指定管理者とで協議を行い決定する（6項（1））とされているが、通年営業を前提としているのか、あるいは冬季休業を町の基本方針としているのか、現時点での町の基本的な想定があるのか。	町の基本的な想定は4月～11月としている。施設は冬季も利用することも想定し作られているため、協議は冬季営業を妨げるものではない。冬季営業をする場合の経費については指定管理者負担となるため、収益とのバランスを考慮した上で判断することを推奨する。	12月22日
7	宿泊代表者が南幌町民ではない予約に対し、来場日に同伴者に南幌町民がいることを理由に町民価格への変更（差額返金）の要望があった場合、指定管理者の判断で、「予約後の宿泊代表者の変更は不可」として、料金変更を断つてもよいか。	条例第11条より、利用料金・予約金の前納によるものであれば基本的に返還はしない。ただし、指定管理者が変更の申し出に対し相当の理由があると認めたときのみ返還可能としている。よって、指定管理者判断となる。	12月22日
8	条例の別表2、3、4に記載ある各施設の利用時間（開始時刻、終了時刻）について、施設の効率的かつ安全な運営、および維持管理に必要な時間を確保する目的で、指定管理者の裁量により、変更する余地はあるか。	条例で定められた範囲内でのみ変更可能とする。	12月23日
9	条例の別表備考にある「5 入場料及び使用料は、消費税を含むものとする。」とのことだが、キャビン利用時の宿泊税は別途と考えてよいか。	別途と考えてよい。	12月23日
10	キャビン内装及び外装が完了か。完了であれば指定管理者のほうで木材にニス等の塗料を塗る（傷等の保護のため）ことは可能か。また、室外機の上部に雪害から守る装置を付けていただくことは可能か。	内装及び外装はほぼ完了している。外装は防腐処理されているが、指定管理側でニス等の塗料を塗ることは可能。ただし、子どもも利用する施設なため十分考慮した上で施工すること。キャビンはほぼ雪が落ちない構造となっているため、様子を見ながら協議とさせていただきたい。	12月23日
11	キャビンのみ水道が利用できるイメージだが、芝の管理のための水まき用水栓はパーク内にあるか。また、芝の種類をご教授願いたい。部分的に冬期間営業した場合を想定した凍結（水道）に対する対策はしているのか。	パーク内に散水栓が3ヶ所整備されている。また、芝の種類は野芝である。キャビン、管理棟に関しては冬季営業を想定し、凍結対策を行う。	12月23日
12	キャビン内へのペット（犬・猫等）の同伴は可能か。また、キャンプサイトのペットの同伴は可能か。	ペットはペットサイトのみでの利用と考えている。	12月23日

13	利用者サービス向上のため、サウナなどの浴場営業許可が保健所から得られる場合において、エリア内でそうした営業を行うことは認められるか。	指定管理者側の自主事業として認める。	12月23日
14	受動喫煙防止の観点でエリア内での喫煙に関する町の考えはあるか。または利用者へのルール決めの主体は町か指定管理者どちらか。	キャンプ場内での喫煙を妨げるルールは無いため、指定管理者へ一任する。	12月23日
15	説明会にて、Wifi環境を整備すると受け取ったが、範囲は全域か。	きららパーク、キャンピングカーサイトを範囲としている。	12月23日